

北海道生涯学習推進本部～共同訓令（H2 知事、教育長、道警本部長）

生涯学習振興法の制定等、国の生涯学習体系への移行施策と道議会における総合的な生涯学習の推進に関する議論を踏まえ設置

【目的・役割等】

知事部局、道教委、警察本部が密接に連携・協力し、総合行政の視点から生涯学習に関する施策を推進 → 生涯学習推進基本構想の策定

※構成・・・知事部局、教育庁（学校教育局、生涯学習推進局ほか）、道警本部（本部員会議 - 幹事会）

※事務局は生涯学習課

北海道総合教育会議～地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第1条の四）

【目的・役割等】（法第1条の三及び四）

- ・地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- ・教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずるべき施策
- ・児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

※構成・・・知事、教育委員会

教育委員会～地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第2条）

【目的・役割等】（法第21条）

- ・教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任命その他の人事に関すること
- ・学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び乳児の入学及び転学及び退学に関すること
- ・教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること
- ・青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること など

※構成・・・教育長及び教育に関し識見を有する四人の委員（議会の同意を得て任命）

■附属機関～法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、置くことができる（地方自治法第138条の4第3項）

- ・教育委員会または知事の諮問に応じ調査審議
- ・重要事項を教育委員会又は知事に建議

北海道生涯学習審議会

【根拠】生涯学習振興法（通称）

【役割】生涯学習に資する施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議

【委員】生涯学習の振興に関し見識を有するもの

【部会】センター部会

※生涯学習推進センターの運営に係る事項について検討

◎教育行政が所管する以外の学習も審査審議の範疇

北海道社会教育委員の会議

【根拠】社会教育法

【役割】

- ・社会教育計画の立案等、社会教育に関する事項を教育委員会に助言
- ・社会教育団体への補助金の交付に際する意見

【委員】

- 学校教育及び社会教育の関係者
- 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 学識経験のある者

北海道教育推進会議

【根拠】条例

【役割】教育委員会の事務の点検及び評価や教育の振興の施策に関する基本的な計画の策定又は変更についての調査審議

【委員】

- 学識経験を有する者
- 教育に関する職務に従事する者
- 児童又は生徒の保護者 等

- 北海道立図書館協議会
図書館奉仕について館長に意見
- 北海道立美術館協議会
博物館の運営について館長に意見
- 北海道文化財保護審議会
文化財の保存等について調査審議
- 北海道産業教育審議会
産業教育について調査審議
- 北海道教科用図書選定審議会
教科書の採択に際する指導助言への意見
- 北海道教育支援委員会
教育支援に関する重要事項を調査審議
- 北海道学校保健審議会
学校保健、学校給食について調査審議